

## 議 事 内 容

専務理事	第 83 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 83 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・7 件のほか、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を守るための全国運動について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1~5-3について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-6について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 まずもって私の方から皆様方にお詫びを申し上げたいと思います。当該案件につきましては、前回の本委員会におきまして再審議となった案件でございます。皆様方には度々のご審議をいただくということやご心配をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんでした。当該案件の申請者におかれましては、過去2回に渡りまして、転用許可後に申請時にはなかった建物が建っていた次第でございます。〇〇農業委員会では、今回もそのようなことになるのではというような心配がありまして、このような事態になった訳でございます。しかし、転用許可後におきましては、農地法などの適用を受けなくなることや、申請において書類に不備もなく立地基準や一般基準も満たしており許可相当であるということ、1月の〇〇農業委員会総会で農業委員の皆様方にご理解を得ることに至らなかったことにつきまして、私を含め事務局の説明不足であるということ、このことを非常に反省しているところでございます。このことを踏まえまして、2月の農業委員会総会においては、農業委員の皆様方へ丁寧な

説明を行いまして、全会一致で許可相当の採決をいただいたところでご  
ざいます。今後にしても事務局として説明責任を重視いたしまして、引  
き続き丁寧な説明に努力したいと考えております。この後担当者から説  
明申し上げますので、ご審議方よろしく願います。

(整理番号5-7について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係7件について説明がありました。  
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請  
の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異  
議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建  
売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、  
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の宅地分  
譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 13、14 ページの利用計画図で、分譲地の真ん中に農地が残っているんですけど、この農地というのは転用がなかなかできないような状態の農地であるかどうかお伺いします。
- 〇〇農業委員会 転用ができない所ではないのですが、同時に嵩上げをして畑で利用するという計画は出ております。
- 〇〇委員 所有者は、今度の転用なされるところには全然お持ちじゃないということですかね。
- 〇〇農業委員会 持たれています。追って分筆して使うところも出てきております。
- 〇〇委員 この面積はどのくらいありますか。農地が真ん中に残るということになると、なかなか耕作がしづらいと思います。それで、狭小であるかある程度の面積であるかということを確認の意味で伺っているわけです。
- 〇〇農業委員会 すみません、書類を持ってきておらず分かりません。
- 〇〇委員 そしたら、ここに入るための通作路というのはどういう形ですか。
- 〇〇農業委員会 嵩上げをしますので、この区画内の道路から入れるようにはなりません。新しく作る場所から同じ高さまで形状変更届が出ていますので、そこから入るようになります。
- 〇〇委員 新しく分譲地ができるものですから、トラクターとかいろんな農作業をされますけど、それについての支障がないか、住民の理解を得ないとなかなか耕作しづらいと思いますので。耕作ができないような状態になったら遊休農地になりかねないものですから、そこら辺を十分ご説明して販売等をしていただきたいと思います。
- 〇〇委員 今形状変、嵩上げと言われてましたけれど、現状は水田なんでしょう。そして今度畑になるわけですね。排水関係はどのように考えられていますか。
- 〇〇農業委員会 排水は特に出てこないと思います。

〇〇委員	雨水の排水はどうか。
〇〇農業委員会	雨水は地下浸透かもしくはこの道路の側溝に入ってくるかと思いません。
〇〇委員	既存の道路ですか。
〇〇農業委員会	今度新設する道路の側溝です。基本は地下浸透しますので、越流した分ぐらいしか流れないと思います。
〇〇委員	この申請については、先程ご意見が出たように、少し農地が残るという点ですね。
〇〇農業委員会	そうですね。500 m <sup>2</sup> ぐらいの農地が残るところで、周囲が宅地になりますが、3種農地で許可し得るところなのでおそらく将来的には宅地になるんじゃないかっていうところだと思いますが、現状は形状変更届が出て畑として耕作されると理解しています。
〇〇委員	なるだけこのように真ん中に農地が残らないようにやっていただきたいと思います。
〇〇農業委員会	最初計画が出てきたときに、こういうことはやめてくださいって言ったんですけど、これはどうしようもなかったですし、業者がどうしてもこれでやりますと言ってきたものですから。
〇〇委員	耕作者の方がこれだけ残してくれっていうことでしょうか。他は売りますよということでしょうか。
〇〇農業委員会	はい。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の採石場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 20ページの図面を見ると青い矢印が入っていますが、これは水が流れる方向ですか。

〇〇農業委員会 そうです。雨水が流れる方向です。

〇〇委員 真ん中の丸いところに集まって、それをポンプで北側に上げるということですか。右上の方にも青線がありますが、これもまたポンプアップか何かするのですか。

〇〇農業委員会 まず、20ページ側の水を全部寄せて、ちょうど19ページの端に大きな楕円の丸があると思うんですけど、そこの調整池に流れます。そこから暗渠を通して、横にちょっと斜めになった楕円、ここが受水池で、ここに溜めた後にこの部分をポンプで上げることになっています。

〇〇委員 20ページの上の方の矢印のところはどうなりますか。

〇〇農業委員会 この場所だけが相当高いのですが、北側の方が少し下がってまして、この部分だけが上の方に流れていきます。

〇〇村委員 それから、ここの総面積が111,712㎡で、畑が4,287㎡、これだけの申請で上がってる訳ですが、どこの部分になりますか。

〇〇農業委員会 青い部分と上に少し残ってるんですけど、その部分まで含めて今度一緒に申請されていまして、農地部分がこの3筆になっております。

〇〇委員 保全区域や搬出道路がどこにあるのかが図面を見ただけでは分からなくてね。

〇〇農業委員会 土地利用計画図がまずくてすみません。気をつけます。

- 〇〇委員      ここは隣接が山林原野等となっていますが、今まではこの農地は何か作付されていたのでしょうか。それとも台帳上だけ残っていたということでしょうか。
- 〇〇農業委員会      相当昔はみかん山だったと思いますが、現状は荒れています。
- 〇〇委員      分かりました。
- 〇〇委員      岩石が硬い場合はダイナマイトとか発破とか、もしくは粉塵が出たりとかしますよね。図面を見ますと、ある程度近くに民家が見受けられるんですけど、その辺りの地主さんたちとの取り決めはされているのでしょうか。
- 〇〇農業委員会      民家は大分下がったところにあります。ここはすり鉢状になっていますので、埃が出てもその中で留まるような状態です。
- 〇〇委員      はい、分かりました。
- 〇〇委員      所有権と借地権という2つの権利がございますけど、所有権は1人の方だと思います。ここに外15名と書かれていますけど、借地権の2筆の中に含まれますか、それとも事業拡大地域も含めて15名ということでしょうか。
- 〇〇農業委員会      今回の転用地の農地2ヶ所においてということになります。未相続の農地になっておりまして、その分相続権者の方がいらっしゃるのので、そういう申請の仕方になっております。
- 〇〇委員      開発が終わった時点で所有権が変わる状態になるのですか。
- 〇〇農業委員会      同意は全員取られているので、どの時点かで相続はしないといけないとは思いますが、ただ、採掘が終わった時点でされるかどうかは私も分かりません。
- 〇〇委員      来年4月から相続農地に関する登記が変わってきたものですから、そこら辺を踏まえて相続を早めにやってもらわないと、未相続農地を早めに登記しなさいと国が推奨していますので、その辺を今後の借地権の方には十分お伝えをお願いしたいと思います。

議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次は5-5の案件になりますが、常設審議委員会運営規程第25条第1項の議事参与の規定により、委員は自身が関与する議題の採決に加わることができないこととなっておりますので、〇〇〇〇の〇〇委員は一旦退席をお願いします。
〇〇委員	(退席)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	31 ページの計画図の上の方に、排水路という表示がされていますけど、これはどこが管理するかということを伺いたしたいと思います。



〇〇農業委員会	排水路に関しましては、団地内の道路と一緒に転用完了後には市（町）へ寄贈するという事で協議が進んでいるということですが、管理につきましては、あくまでもここにお住まいになる住民さんの方でしていただくようになっております。
〇〇委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
委員一同	（意見・質問等なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（挙手多数）
長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	〇〇委員に席にお戻りいただくまでしばらくお待ちください。
〇〇委員	（着席）
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の工場建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問等なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（挙手多数）
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の貸  
駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 譲渡人と譲受人の関係ですが、この譲受人の〇〇〇〇っていう方は、  
メディカルモールの経営者ということでよろしいのでしょうか。という  
のが貸駐車場となっているからですね、この〇〇〇〇が取得をされて駐  
車場を整備して、ここに立地する例えば歯医者さんとか他の病院経営の  
方、そしてそういう社員に貸すための転用なのかなと思ったもので、確  
認でした。

〇〇農業委員会 〇〇〇〇につきましては、〇〇〇〇〇グループの会長のお孫さんです。  
グループではなくて、〇〇〇〇という形で申請がなされております。そ  
の利用につきましては、先ほど言われましたように、医療モール、歯医  
者さんとか耳鼻科とか、いろんな所を利用されるお客様又はその従業員  
の方の駐車場で利用するという形でございます。

〇〇委員 メディカルモールっていうのは経営が一体ではなくて、それぞれ独立  
採算の所が寄せ集まった医療施設ということになりますよね。

〇〇農業委員会 そうです。

〇〇委員 そしてこのモールに駐車場が不足するから、〇〇〇〇〇グループの人  
でないお孫さんという個人が埋め立てをして駐車場にして、それをそれ  
ぞれに貸し付けるということですね。

〇〇農業委員会 はい、そうです。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異  
議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を守るための全国運動」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	女性委員をもっと増やして行きましようという話ですが、今〇〇市(町)では女性の農業委員が1人しかいません。旧町からそれぞれ出てくれば一番いいのですが。皆さんのところで女性登用に取り組んだ市町があれば、是非教えていただきたいと思います。
常設審議委員	(意見交換)
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
〇〇委員	皆さま、お疲れさまでした。 今回は3月15日となりますので、ご予定をお願いします。

---

14時45分